

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 認定市民管理協定の名称
市の川・車堀公園（第一号市民緑地）の維持管理に関する協定書
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
東松山市大字市ノ川字悪戸一六番、二二番一、二三番一、二三番二、二三番三、二四番、二五番、二五番二、二六番、二六番二、二七番、二八番、二九番一、二九番五、三〇番二、三二番二、三四番七
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
令和五年五月十一日から令和十一年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
令和五年八月三十日